

関係各位

大阪府共募※事務局情報※No.231

(2021.08.24)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

「令和3年8月佐賀県豪雨災害義援金」(佐賀県共募)の募集について

1 趣旨

令和3年8月11日から発生した豪雨災害により、県内各地で人的被害や多数の家屋の浸水被害等が発生し、3市町(武雄市、嬉野市、大町町)において災害救助法が適用されたことを受け、佐賀県では義援金を募集されます。

これを受け、佐賀県共同募金会においても、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和3年8月佐賀県豪雨災害義援金

3 受付期間

令和3年8月23日(月)から令和4年3月31日(木)まで

4 受入口座

| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 口座名義 |
|----------------|----------------|-----------------|-----------------------|
| 佐賀銀行 (※1) | 県庁支店 | 普通預金 3044860 | 社会福祉法人佐賀県共同募金会 |
| ゆうちょ銀行 (※2) | 00910-4-284209 | | 佐賀県共募令和3年8月佐賀県豪雨災害義援金 |

※1 佐賀銀行各本支店の窓口において専用振込用紙を使用した場合、振込手数料は無料です。また、全国地方銀行協会加盟銀行の窓口での振込手数料は無料です。

※2 ゆうちょ銀行における窓口での振込手数料は無料です。

※3 上記以外の銀行からの振込やATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 配分方法

佐賀県共同募金会で取りまとめた義援金については、佐賀県へ送金し、佐賀県が設置する義援金配分委員会を通じて、市町から被災者へ配分されます。

6 税制上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規

定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和3年8月佐賀県豪雨災害義援金募集要綱」を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

7 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

8 附則

この要綱は、令和3年8月23日から施行します。

9 問い合わせ先

社会福祉法人佐賀県共同募金会
〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町 7-18
TEL : 0952-23-4996
FAX : 0952-25-2980

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「令和3年8月佐賀県豪雨災害義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
|--------|-------------|----------------|
| ゆうちょ銀行 | 00990-8-220 | 社会福祉法人大阪府共同募金会 |

※通信欄に「令和3年8月佐賀県豪雨災害義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
|-------------|-------------|----------------|
| ゆうちょ銀行 ○九九店 | (当座)0000220 | 社会福祉法人大阪府共同募金会 |

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。